

第 5 章 居住水準の状況

5 - 1 居住密度

1人当たり居住室の畳数は昭和53年に比べ1.56倍、居住密度は大幅に緩和

住宅に居住する世帯の1人当たり居住室の畳数は、昭和53年7.78畳、58年8.55畳、63年9.55畳と調査のたびに増加を続け、平成5年には10.41畳と初めて10畳を超え、平成10年に11.24畳、15年には12.17畳へと増加した。この結果、昭和53年から平成15年の25年間に1人当たり居住室の畳数は1.56倍となり、居住密度は大幅に緩和されている。

表5-1 住宅の所有の関係別居住密度 - 全国(昭和53年～平成15年)

住宅の所有の関係	1人当たり居住室の畳数 (畳)						1室当たり人員 (人)					
	昭和53年	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	昭和53年	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年
住宅総数 1)	7.78	8.55	9.55	10.41	11.24	12.17	0.77	0.71	0.66	0.62	0.59	0.56
持ち家	8.87	9.60	10.72	11.69	12.52	13.51	0.70	0.65	0.61	0.57	0.54	0.52
借家	5.39	5.99	6.69	7.38	8.11	8.78	0.99	0.91	0.84	0.79	0.75	0.71
公営の借家	4.63	5.17	5.79	6.44	7.24	8.13	1.08	0.99	0.92	0.84	0.77	0.70
公団・公社の借家	4.89	5.21	5.68	6.17	7.00	8.07	1.07	1.01	0.95	0.89	0.80	0.73
民営借家(木造) 2)	5.39	5.97	6.75	7.40	8.25	9.00	0.98	0.90	0.81	0.76	0.72	0.68
民営借家(非木造) 2)	6.38	7.08	7.67	8.04	8.52	8.97	0.87	0.81	0.78	0.76	0.75	0.74
給与住宅	5.94	6.53	6.86	7.78	8.32	8.80	0.95	0.88	0.86	0.79	0.76	0.73

注) 1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

2) 昭和53年～平成10年の民営借家(木造・非木造)は設備専用。

平成15年の普通世帯数における1人当たり居住室の畳数別割合をみると、「4.5畳未満」の世帯が2.7%、「4.5～5.9畳」が5.3%、「6.0～7.9畳」が14.9%、「8.0～9.9畳」が13.8%、「10.0～11.9畳」が12.7%、「12.0～14.9畳」が14.3%、「15.0～17.9畳」が9.7%、「18.0畳以上」が24.5%となっている。これを平成10年と比べると12畳以上の世帯の割合が増加しており、特に「18.0畳以上」の割合が平成10年の20.0%から4.5ポイント上昇している。

住宅の所有の関係別に1人当たり居住室の畳数をみると、持ち家は13.51畳、借家は8.78畳となっており、持ち家が約1.5倍の広さとなっている。借家の内訳別にみると、民営借家(木造)が9.00畳で最も広く、次いで民営借家(非木造)が8.97畳、給与住宅が8.80畳、公営の借家が8.13畳と続き、公団・公社の借家が8.07畳と最も狭くなっている。

また、1室当たり人員は、昭和53年の0.77人から調査のたびに減少を続け、平成15年には0.56人となっている。これを住宅の所有の関係別にみると、持ち家は0.52人で、借家の0.71人と比べると少なくなっている。

表5-2 普通世帯の1人当たり居住室の畳数別割合 - 全国(平成5年～15年)

1人当たり居住室の畳数	平成5年	平成10年	平成15年
総数 1)	100.0	100.0	100.0
4.5畳未満	5.2	3.8	2.7
4.5～5.9畳	9.2	6.9	5.3
6.0～7.9畳	18.1	16.9	14.9
8.0～9.9畳	15.5	14.8	13.8
10.0～11.9畳	13.4	13.2	12.7
12.0～14.9畳	12.9	13.9	14.3
15.0～17.9畳	8.1	8.9	9.7
18.0畳以上	16.0	20.0	24.5

注) 1) 1人当たり居住室の畳数「不詳」を含む。

1人当たり居住室の畳数は，富山県の15.91畳が最も広い

都道府県別に1人当たり居住室の畳数をみると，富山県の15.91畳が最も広く，次いで秋田県が15.12畳，石川県が15.07畳，青森県が14.38畳，長野県が14.32畳と続き，全国平均の12.17畳を上回るのは31道県となっている。

一方，最も狭いのは沖縄県の9.86畳で，次いで東京都が10.47畳，大阪府が10.74畳，神奈川県が10.77畳，埼玉県が11.07畳となり，1人当たり居住室の畳数は北海道・東北，北陸，中国，四国地方の各道県が広く，関東，近畿，九州地方の各都府県が狭くなっている。

1室当たり人員をみると，富山県の0.46人が最も少なく，次いで香川県が0.48人，石川県，島根県，山口県及び高知県が0.49人と続き，全国平均の0.56人より少なくなっているのは32道府県となっている。一方，最も多いのは沖縄県の0.68人で，次いで東京都が0.64人，神奈川県が0.63人，埼玉県が0.62人，千葉県及び大阪府が0.60人と続いており，北陸，中国，四国地方の各県で少なく，関東地方の各都県と沖縄県で多くなっている。

図5-1 1人当たり居住室の畳数 - 都道府県(平成15年)

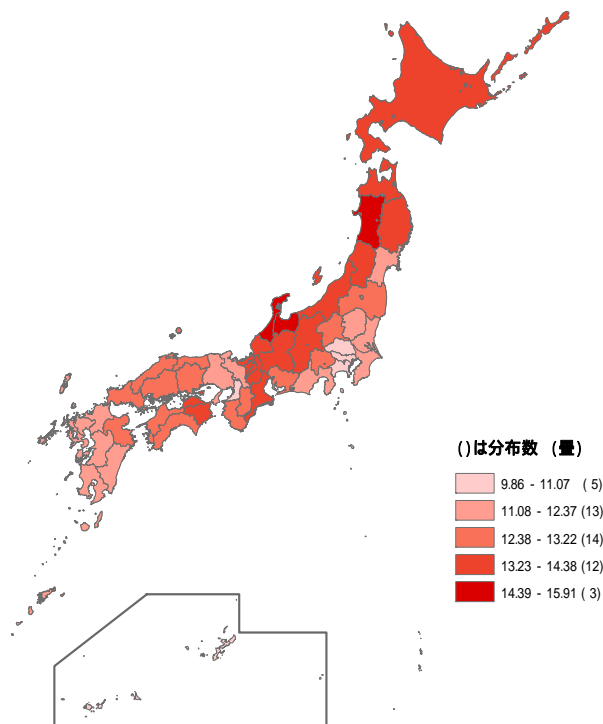


表5-3 1人当たり居住室の畳数,1室当たり人員 - 都道府県(平成15年)

都道府県	1人当たり 居住室の畳数 (畳)	1室当たり 人員 (人)	都道府県	1人当たり 居住室の畳数 (畳)	1室当たり 人員 (人)	都道府県	1人当たり 居住室の畳数 (畳)	1室当たり 人員 (人)
全 国	12.17	0.56	富 山 県	15.91	0.46	島 根 県	12.98	0.49
北 海 道	13.90	0.54	石 川 県	15.07	0.49	岡 山 県	13.05	0.51
青 森 県	14.38	0.52	福 井 県	13.91	0.51	広 島 県	12.87	0.52
岩 手 県	14.15	0.52	山 梨 県	13.15	0.55	山 口 県	13.04	0.49
宮 城 県	12.37	0.57	長 野 県	14.32	0.51	徳 島 県	13.43	0.50
秋 田 県	15.12	0.50	岐 阜 県	14.03	0.50	香 川 県	14.02	0.48
山 形 県	13.54	0.54	静 岡 県	12.11	0.58	愛 媛 県	12.82	0.50
福 島 県	12.66	0.56	愛 知 県	12.42	0.56	高 知 県	12.67	0.49
茨 城 県	12.13	0.58	三 重 県	13.64	0.50	福 岡 県	11.81	0.57
栃 木 県	12.05	0.58	滋 賀 県	13.57	0.50	佐 賀 県	12.21	0.55
群 馬 県	12.47	0.56	京 都 府	12.01	0.54	長 崎 県	11.50	0.55
埼 玉 県	11.07	0.62	大 阪 府	10.74	0.60	熊 本 県	11.66	0.58
千 葉 県	11.57	0.60	兵 庫 県	12.11	0.55	大 分 県	12.49	0.52
東 京 都	10.47	0.64	奈 良 県	13.00	0.52	宮 崎 県	11.70	0.55
神 奈 川 県	10.77	0.63	和 歌 山 県	12.57	0.51	鹿 児 島 県	11.63	0.53
新 潟 県	14.30	0.51	鳥 取 県	13.22	0.50	沖 縄 県	9.86	0.68

居住密度が高い関東大都市圏

3大都市圏別に居住密度をみると、関東大都市圏では1人当たり居住室の畳数が10.91畳、1室当たり人員が0.63人と居住密度が特に高くなっている。また、京阪神大都市圏もそれぞれ11.48畳、0.57人と居住密度が高い。一方、中京大都市圏のみが全国平均（12.17畳、0.56人）より居住密度が低く、それぞれ12.71畳、0.55人となっている。

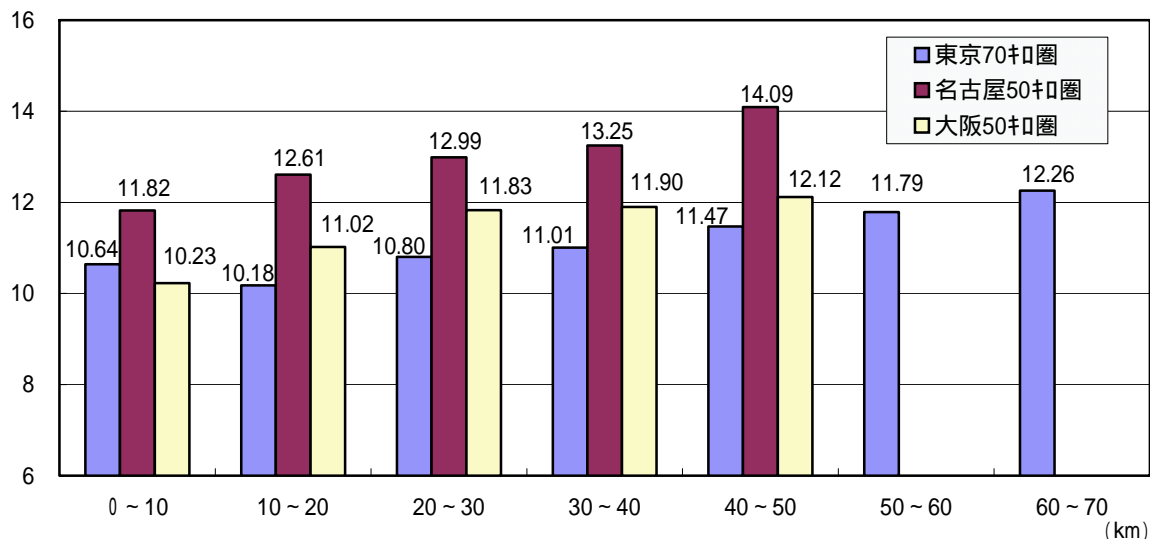
また、各圏についてみると、名古屋及び大阪50圏では1人当たり居住室の畳数は周辺部へ移行するほど増加し、1室当たり人員は周辺部へ移行するほど減少しており、居住密度は周辺部へ移行するほど低くなっている。しかし、東京70圏では、「0～10km帯」の1人当たり居住室の畳数は、「10～20km帯」より増加し、1室当たり人員は減少している。

表5-4 1人当たり居住室の畳数、1室当たり人員 - 3大都市圏、距離帯(平成15年)

	全 国	関 東 大都市圏	中 京 大都市圏	京 阪 神 大都市圏
1人当たり居住室の畳数(畳)	12.17	10.91	12.71	11.48
1室当たり人員(人)	0.56	0.63	0.55	0.57

東 京 70 キロ 圏	総 数	0～10 km	10～20	20～30	30～40	40～50	50～60	60～70 km
1人当たり居住室の畳数(畳)	10.90	10.64	10.18	10.80	11.01	11.47	11.79	12.26
1室当たり人員(人)	0.63	0.64	0.65	0.63	0.62	0.60	0.59	0.57
名 古 屋 50 キロ 圏	総 数	0～10 km	10～20	20～30	30～40	40～50 km		
1人当たり居住室の畳数(畳)	12.75	11.82	12.61	12.99	13.25	14.09		
1室当たり人員(人)	0.55	0.58	0.56	0.55	0.53	0.50		
大 阪 50 キロ 圏	総 数	0～10 km	10～20	20～30	30～40	40～50 km		
1人当たり居住室の畳数(畳)	11.29	10.23	11.02	11.83	11.90	12.12		
1室当たり人員(人)	0.58	0.62	0.60	0.57	0.56	0.54		

(畳) 図5-2 1人当たり居住室の畳数 - 距離帯(平成15年)



5 - 2 最低居住水準及び誘導居住水準

居住水準は、第八期住宅建設五箇年計画（平成 13 年度～17 年度）における最低居住水準及び誘導居住水準に基づき、住戸の規模に係る居室の広さを世帯の家族構成に応じて算出した。

なお、居住水準の詳細については「用語の解説」に掲げてある。

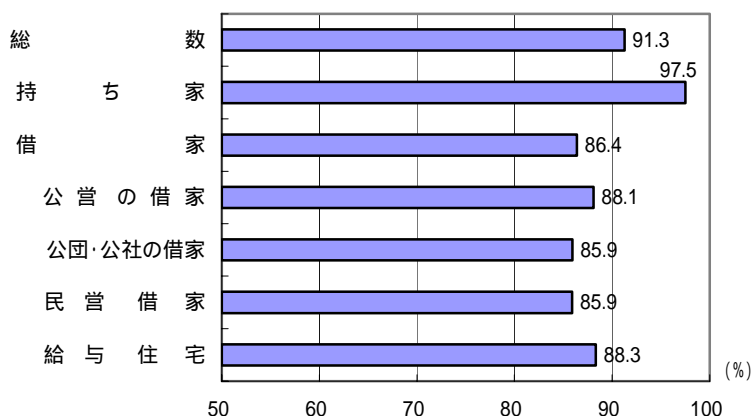
最低居住水準以上の世帯は 91.3%

主世帯 4686 万世帯のうち、最低居住水準以上の世帯は 4278 万世帯で、主世帯全体の 91.3%となっている。

住宅の所有の関係別にみると、持ち家の 97.5%に対し、借家は 86.4%で、持ち家に比べ 11.1 ポイント低くなっている。借家の内訳別にみると、公営の借家 88.1%、公団・公社の借家 85.9%、民営借家 85.9%、給与住宅 88.3%となっている。

また、住宅の建て方別にみると、一戸建 96.9%、長屋建 84.7%、共同住宅 83.8%となっており、一戸建のほとんどが最低居住水準を満たしている。

図5-3 住宅の所有の関係別最低居住水準を満たす主世帯の割合 - 全国(平成15年)



誘導居住水準以上の世帯は 52.3%

この調査では、都市居住型誘導居住水準を満たす共同住宅に住む世帯と、一般型誘導居住水準を満たす共同住宅以外の住宅に住む世帯の合計をもって、誘導居住水準を満たす世帯としている。誘導居住水準以上の世帯は 2450 万世帯で、主世帯全体に占める割合は 52.3%となっている。

これを住宅の所有の関係別にみると、持ち家は 65.0%、借家は 34.2%と、持ち家が 30.8 ポイント上回っている。また、

住宅の建て方別にみると、一戸建は 61.9%（一般型誘導居住水準以上の世帯の割合）、共同住宅は 41.1%（都市居住型誘導居住水準以上の世帯の割合）となっている。さらに、世帯人員別にみると、2人世帯が 68.9%と最も高く、次いで3人世帯が 55.1%、1人世帯が 53.4%となっている。

図5-4 住宅の所有の関係別誘導居住水準を満たす主世帯の割合 - 全国(平成15年)

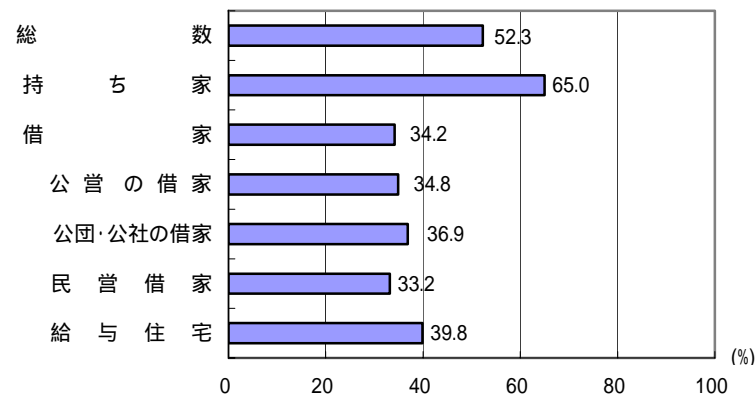


表5-5 住宅の所有の関係・建て方・世帯人員、最低居住水準・誘導居住水準状況別主世帯数 - 全国(平成15年)

住宅の所有の関係・ 建て方・世帯人員	総 数 1)	最低居住水準		誘導居住水準	
		水準以上の世帯	水準未満の世帯	水準以上の世帯	水準未満の世帯
実 数 (1000世帯)					
主 世 帯 総 数 2)	46,863	42,778	1,954	24,502	20,230
(所有の関係)					
持 ち 家	28,666	27,948	312	18,640	9,620
借 家	17,166	14,830	1,643	5,862	10,611
公 営 の 借 家	2,183	1,922	202	761	1,363
公 団 ・ 公 社 の 借 家	936	804	95	345	554
民 営 借 家	12,561	10,791	1,232	4,164	7,859
給 与 住 宅	1,486	1,313	114	592	834
(建て方)					
一 戸 建	26,491	25,677	344	16,388	9,632
長 屋 建	1,483	1,257	130	344	1,042
共 同 住 宅	18,733	15,706	1,474	7,694	9,486
そ の 他	156	139	7	76	70
(世帯人員)					
1 人	12,462	10,753	738	6,656	4,835
2	12,670	11,816	275	8,725	3,366
3	8,908	8,344	267	4,912	3,699
4	7,455	6,921	329	2,457	4,792
5	3,167	2,882	231	928	2,185
6 人 以 上	2,201	2,063	115	824	1,353
割 合 (%)					
主 世 帯 総 数 2)	100.0	91.3	4.2	52.3	43.2
(所有の関係)					
持 ち 家	100.0	97.5	1.1	65.0	33.6
借 家	100.0	86.4	9.6	34.2	61.8
公 営 の 借 家	100.0	88.1	9.2	34.8	62.5
公 団 ・ 公 社 の 借 家	100.0	85.9	10.1	36.9	59.2
民 営 借 家	100.0	85.9	9.8	33.2	62.6
給 与 住 宅	100.0	88.3	7.7	39.8	56.1
(建て方)					
一 戸 建	100.0	96.9	1.3	61.9	36.4
長 屋 建	100.0	84.7	8.8	23.2	70.3
共 同 住 宅	100.0	83.8	7.9	41.1	50.6
そ の 他	100.0	88.9	4.4	48.8	44.5
(世帯人員)					
1 人	100.0	86.3	5.9	53.4	38.8
2	100.0	93.3	2.2	68.9	26.6
3	100.0	93.7	3.0	55.1	41.5
4	100.0	92.8	4.4	33.0	64.3
5	100.0	91.0	7.3	29.3	69.0
6 人 以 上	100.0	93.7	5.2	37.5	61.5

注) 1) 最低及び誘導居住水準による必要室数及び必要畳数「不詳」を含む。

2) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

誘導居住水準を満たす世帯の割合は、最高が富山県の73.2%、最低が東京都の38.6%

都道府県別に誘導居住水準を満たす世帯の割合をみると、富山県の73.2%が最も高く、次いで秋田県が68.7%、北海道が67.2%、青森県が65.8%、石川県が65.4%となっている。

一方、最も低いのは東京都の38.6%で、次いで沖縄県が42.1%、大阪府が42.8%、神奈川県が45.5%、京都府が47.1%と続き、これらの都府県を含め、全国平均の52.3%を下回るのは13都府県となっている。

表5-6 居住水準を満たす主世帯の割合 - 都道府県(平成15年)

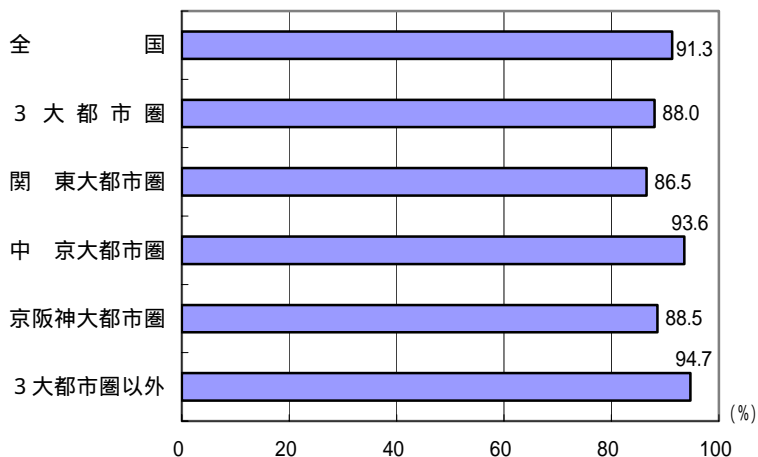
都道府県	居住水準以上の世帯		都道府県	居住水準以上の世帯		都道府県	居住水準以上の世帯	
	最低居住水準	誘導居住水準		最低居住水準	誘導居住水準		最低居住水準	誘導居住水準
全 国	91.3	52.3	富 山 県	97.3	73.2	島 根 県	95.8	57.7
北 海 道	95.8	67.2	石 川 県	95.7	65.4	岡 山 県	94.3	55.8
青 森 県	96.4	65.8	福 井 県	96.4	64.8	広 島 県	94.0	56.1
岩 手 県	96.7	63.9	山 梨 県	95.9	58.4	山 口 県	94.6	56.1
宮 城 県	93.2	54.1	長 野 県	96.2	64.3	徳 島 県	94.2	58.9
秋 田 県	97.3	68.7	岐 阜 県	96.3	64.6	香 川 県	95.9	63.6
山 形 県	97.0	63.4	静 岡 県	94.8	54.5	愛 媛 県	96.1	56.7
福 島 県	95.2	56.9	愛 知 県	93.0	56.6	高 知 県	92.5	51.7
茨 城 県	93.8	53.7	三 重 県	94.7	61.9	福 岡 県	92.2	51.7
栃 木 県	93.7	53.2	滋 賀 県	94.7	63.0	佐 賀 県	96.2	56.0
群 馬 県	95.1	55.6	京 都 府	89.0	47.1	長 崎 県	93.1	49.1
埼 玉 県	89.9	47.3	大 阪 府	86.4	42.8	熊 本 県	94.3	50.6
千 葉 県	90.3	50.7	兵 庫 県	90.4	53.5	大 分 県	94.5	56.0
東 京 都	81.6	38.6	奈 良 県	95.4	60.3	宮 崎 県	95.2	51.2
神 奈 川 県	88.9	45.5	和 歌 山 県	93.0	52.6	鹿 児 島 県	93.6	49.5
新 潟 県	96.5	64.8	鳥 取 県	94.5	57.4	沖 縄 県	89.1	42.1

最低居住水準以上の世帯の割合が全国平均を下回る関東・京阪神大都市圏

3大都市圏における最低居住水準の状況をみると、最低居住水準以上の世帯の割合は88.0%で、全国平均の91.3%及び3大都市圏以外の地域の94.7%に比べ、それぞれ3.3ポイント、6.7ポイント低くなっている。

また、3大都市圏別にみると、関東大都市圏が86.5%、中京大都市圏が93.6%、京阪神大都市圏が88.5%となっており、関東大都市圏と京阪神大都市圏が全国平均を下回っている。

図5-5 最低居住水準を満たす主世帯の割合 - 3大都市圏(平成15年)



3大都市圏と3大都市圏以外の地域を比べると、持ち家については、3大都市圏における最低居住水準以上の世帯の割合は96.4%で、3大都市圏以外の地域の98.5%と比べ2.1ポイント下回っている。また、借家については、3大都市圏における最低居住水準以上の世帯の割合は83.1%で、3大都市圏以外の地域の90.7%と比べ7.6ポイント低くなっている。

3大都市圏の誘導居住水準以上の世帯は47.0%

3大都市圏の誘導居住水準以上の世帯の割合は47.0%で、3大都市圏以外の地域の57.9%に対し、10.9ポイント低くなっている。

3大都市圏別でみると、中京大都市圏が58.0%と半数以上の世帯が誘導居住水準を満たし、3大都市圏以外の地域以上の水準となっている。

これを所有の関係別にみると、3大都市圏の持ち家は60.9%で、3大都市圏以外の地域の68.8%と比べ7.9ポイント低くなっており、借家は31.2%で、3大都市圏以外の地域の38.0%と比べ6.8ポイント低くなっている。借家の内訳別にみると、3大都市圏の公営の借家と公団・公社の借家は、3大都市圏以外の地域より高く、給与住宅は低くなっている。共同住宅については、誘導居住水準以上の世帯の割合が39.5%と、3大都市圏以外の地域の44.1%と比べ、4.6ポイント低くなっている。

図5-6 誘導居住水準を満たす主世帯の割合 - 3大都市圏(平成15年)

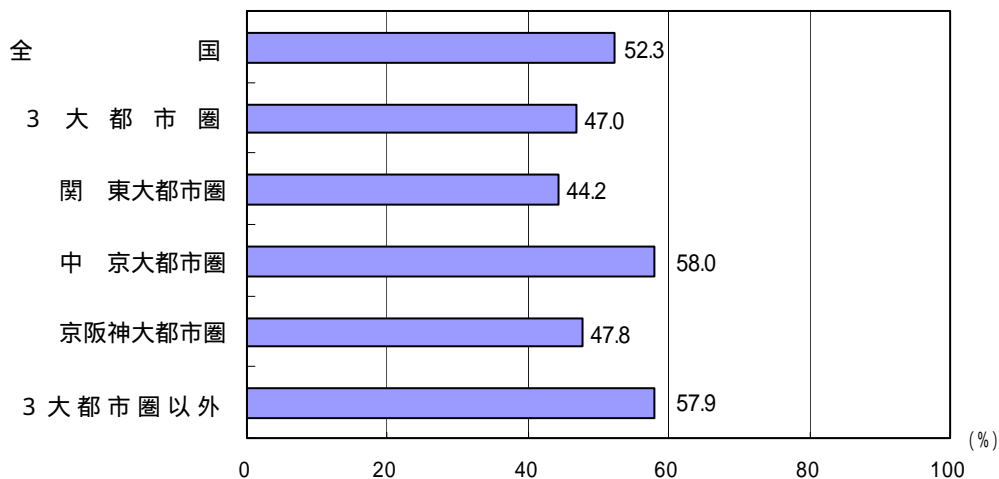


表5-7 住宅の所有の関係・建て方・世帯人員別居住水準を満たす主世帯の割合 - 3大都市圏(平成15年)

(%)

住宅の所有の関係・ 建て方・世帯人員	全 国				3 大 都 市 圏			
	最低居住水準		誘導居住水準		最低居住水準		誘導居住水準	
	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯
主 世 帯 総 数 1)	91.3	4.2	52.3	43.2	88.0	5.6	47.0	46.6
(所 有 の 関 係)								
持 ち 家	97.5	1.1	65.0	33.6	96.4	1.5	60.9	37.0
借 家	86.4	9.6	34.2	61.8	83.1	11.7	31.2	63.7
公 営 の 借 家	88.1	9.2	34.8	62.5	86.2	9.9	35.5	60.6
公 団 ・ 公 社 の 借 家	85.9	10.1	36.9	59.2	86.0	9.6	37.4	58.2
民 営 借 家	85.9	9.8	33.2	62.6	82.2	12.5	29.6	65.0
給 与 住 宅	88.3	7.7	39.8	56.1	85.0	9.5	33.8	60.8
(建 て 方)								
う ち 一 戸 建	96.9	1.3	61.9	36.4	95.5	1.6	57.0	40.2
共 同 住 宅	83.8	7.9	41.1	50.6	81.6	9.0	39.5	51.1
	関 東 大 都 市 圏				中 京 大 都 市 圏			
	最低居住水準		誘導居住水準		最低居住水準		誘導居住水準	
	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯
主 世 帯 総 数 1)	86.5	6.3	44.2	48.7	93.6	3.3	58.0	39.0
(所 有 の 関 係)								
持 ち 家	96.0	1.8	58.5	39.3	98.5	0.6	71.0	28.2
借 家	82.0	12.7	29.3	65.4	89.6	8.1	39.0	58.7
公 営 の 借 家	85.7	10.7	32.9	63.5	90.5	8.0	40.0	58.6
公 団 ・ 公 社 の 借 家	87.0	9.2	37.4	58.8	85.4	12.2	39.3	58.3
民 営 借 家	80.6	13.7	27.7	66.7	90.1	7.4	38.8	58.7
給 与 住 宅	84.9	9.5	32.4	62.1	86.7	10.7	38.4	59.1
(建 て 方)								
う ち 一 戸 建	94.8	2.0	53.2	43.6	98.0	0.8	68.5	30.3
共 同 住 宅	80.3	9.6	37.8	52.1	88.3	6.3	46.4	48.3
	京 阪 神 大 都 市 圏				3 大 都 市 圏 以 外			
	最低居住水準		誘導居住水準		最低居住水準		誘導居住水準	
	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯	水準以上の 世 帯	水準未満の 世 帯
主 世 帯 総 数 1)	88.5	5.2	47.8	46.0	94.7	2.7	57.9	39.5
(所 有 の 関 係)								
持 ち 家	96.2	1.3	60.7	36.8	98.5	0.7	68.8	30.5
借 家	83.0	11.2	31.8	62.3	90.7	6.7	38.0	59.3
公 営 の 借 家	85.4	9.7	36.9	58.3	89.7	8.6	34.3	64.1
公 団 ・ 公 社 の 借 家	84.1	9.7	36.9	57.0	85.5	12.6	34.3	63.9
民 営 借 家	82.1	11.9	29.8	64.2	90.9	6.3	37.8	59.3
給 与 住 宅	84.4	8.9	35.4	57.9	92.0	5.6	46.6	51.0
(建 て 方)								
う ち 一 戸 建	95.6	1.4	57.7	39.4	97.9	1.1	65.4	33.6
共 同 住 宅	82.1	8.5	40.8	49.8	88.1	5.8	44.1	49.8

注) 1) 住宅の所有の関係「不詳」を含む。

5 - 3 居住水準の推移

誘導・最低居住水準以上の世帯の割合が借家で上昇

〔最低居住水準〕

最低居住水準以上の世帯の割合の変化をみると、平成15年は95.6%で、10年の94.8%と比べ0.8ポイント上昇した。住宅の所有の関係別にみると、持ち家が0.2ポイント、借家が1.4ポイント上昇して、この5年間に持ち家と借家の差は縮小している。また、借家を内訳別にみると、公営の借家が4.2ポイント、公団・公社の借家は5.1ポイント、民営借家は1.1ポイント上昇したが、給与住宅は0.8ポイント低下している。

〔誘導居住水準〕

誘導居住水準以上の世帯の割合の変化をみると、平成15年は54.8%で、10年の47.6%と比べ7.2ポイント上昇した。住宅の所有の関係別にみると、持ち家が7.3ポイント、借家が5.5ポイントいずれも上昇している。また、借家を内訳別にみると、公営の借家は8.1ポイント、公団・公社の借家は10.7ポイントと大きく上昇したほか、民営借家は4.9ポイント、給与住宅は4.7ポイントそれぞれ上昇している。

図5-7 住宅の所有の関係別最低居住水準を満たす世帯の割合(不詳を除く) - 全国(平成10年, 15年)

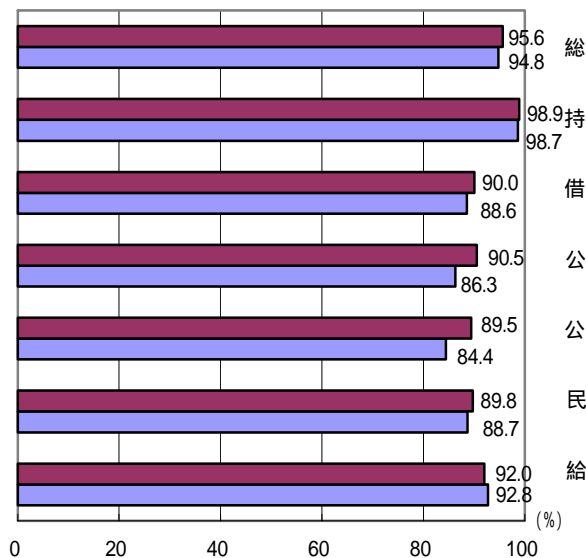
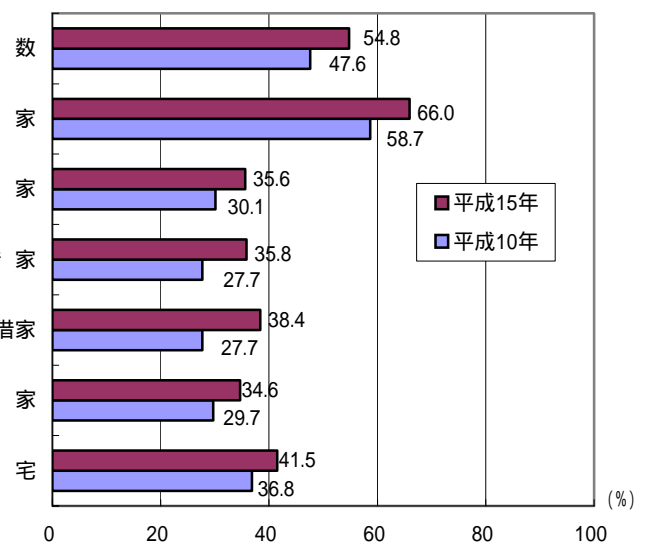


図5-8 住宅の所有の関係別誘導居住水準を満たす世帯の割合(不詳を除く) - 全国(平成10年, 15年)



3大都市圏の誘導居住水準は上昇

3大都市圏別に誘導居住水準以上の世帯割合の推移をみると、平成15年の関東大都市圏は47.6%で、所有の関係別では持ち家が59.8%、借家が31.0%となっており、10年と比べそれぞれ8.4ポイント、8.7ポイント、5.7ポイント上昇した。借家の内訳でみると、公営の借家が7.6ポイント、公団・公社の借家が14.3ポイントと大きく上昇している。

中京大都市圏は、平成15年は59.8%で、所有の関係別では持ち家が71.6%、借家が39.9%となっており、10年と比べそれぞれ5.8ポイント、6.0ポイント、4.8ポイント上昇した。借家の

内訳でみると、公営の借家が9.3ポイントと大きく上昇している。

京阪神大都市圏は、平成15年は50.9%、所有の関係別では持ち家が62.3%、借家が33.8%となっており、10年と比べそれぞれ8.6ポイント、8.3ポイント、7.1ポイント上昇した。借家の内訳でみると、公営の借家が9.8ポイント、公団・公社の借家が10.6ポイントと大きく上昇している。

表5-8 住宅の所有の関係別居住水準を満たす主世帯の割合(不詳を除く) - 3大都市圏(平成10年,15年)

住宅の所有の関係	関東大都市圏 1)		中京大都市圏		京阪神大都市圏	
	最低居住水準以上の世帯	誘導居住水準以上の世帯	最低居住水準以上の世帯	誘導居住水準以上の世帯	最低居住水準以上の世帯	誘導居住水準以上の世帯
平成15年						
総数	93.2	47.6	96.5	59.8	94.4	50.9
持ち家	98.2	59.8	99.4	71.6	98.6	62.3
借家	86.5	31.0	91.7	39.9	88.1	33.8
公営の借家	88.9	34.1	91.9	40.6	89.8	38.8
公団・公社の借家	90.4	38.9	87.5	40.2	89.6	39.3
民営借家	85.5	29.4	92.4	39.8	87.3	31.7
給与住宅	89.9	34.3	89.0	39.4	90.5	38.0
平成10年						
総数	91.9	39.2	96.1	54.0	93.1	42.3
持ち家	97.9	51.1	99.4	65.6	98.2	54.0
借家	84.9	25.3	90.8	35.1	86.3	26.7
公営の借家	83.7	26.5	87.7	31.3	84.5	29.0
公団・公社の借家	83.3	24.6	87.6	36.5	85.2	28.7
民営借家	84.3	24.7	91.3	35.3	86.3	25.4
給与住宅	90.9	29.3	92.8	37.9	90.7	32.1

注) 1) 平成10年は京浜葉大都市圏。